

地域力×女性力=無限大の未来

男女共同参画社会を目指して



8月28日、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』が成立しました。

今号では、この法律により企業に義務化されたことや、女性が職業生活で活躍することで家庭や地域に与える影響などについて紹介します。

◎ 法律の成立により、平成28年4月1日から、次のことが義務化されます

従業員301人以上の企業

※300人以下の企業は努力義務

義務化

- ▶ 採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率について、状況把握や課題分析
- ▶ 状況把握・分析を踏まえた『事業主行動計画』の策定や公表など
- ▶ 女性の活躍に関する情報の公表

ステップ1 今後、厚生労働省のホームページで公開される支援ツールなどを使い、自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください

ステップ2 計画期間、数値目標、取り組み内容、取り組みの実施時期を盛り込んだ行動計画を策定し、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ3 自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

※社内周知や公表の方法など、詳細については、今後策定・制定される『行動計画策定指針』や厚生労働省令で定められ、公表されます。

◎ 女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況などが優良な企業は、北海道労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

※認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを、商品などに付することができます。

※認定基準、認定マークについては、今後、厚生労働省令などで定められ、公表されます。

今後、公表される予定の『行動計画策定指針』では、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための効果的な取り組みを盛り込む予定とされているので、女性の活躍推進に向けた取り組みの実施に当たり、ぜひご活用ください。

※『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

検索



[女性活躍推進法特集ページ](#)



公表される予定の取り組み分野

- ▶ 女性の積極採用に関する取り組み
- ▶ 配置・育成・教育訓練に関する取り組み
- ▶ 継続就業に関する取り組み
- ▶ 長時間労働是正など、働き方の改革に向けた取り組み
- ▶ 女性の積極登用・評価に関する取り組み
- ▶ 雇用形態や職種の転換に関する取り組み
- ▶ 女性の再雇用や中途採用に関する取り組み
- ▶ 性別役割分担意識の見直しなど、職場風土改革に関する取り組み